

岡谷市ソフトテニス協会規約

(名称)

第 1 条 本会は岡谷市ソフトテニス協会と称する

(目的)

第 2 条 本会はソフトテニスをとおして、明朗な精神の育成及び融和をはかると共に、テニス技術の向上はもとより、健康の増進ならびに社会的教養を高めることを目的とする

(事務局)

第 3 条 本会の事務局は、理事長宅に置く

(会員)

第 4 条 本会は岡谷市およびその周辺に在住する、または岡谷市内の職場に勤務するあるいはクラブに所属する、スポーツマンシップを尊重するソフトテニス愛好者をもって組織する

(事業)

第 5 条 本会は目的達成のため、長野県ソフトテニス連盟、岡谷市体育協会に加盟し次の事業を行う

1. ソフトテニスの振興、普及、指導、奨励、ならびに指導者の育成
2. ソフトテニスの各種大会、予選会、講習会、選手強化指導等の開催
3. ソフトテニスの指導者等に関する調査研究
4. その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
常 任 理 事	事業執行上必要人数
理 事	事業執行上必要人数
監 事	2 名

尚必要に応じ副理事長を置くことができる

第 7 条 会長、副会長、理事長、(副理事長)は役員総会においてこれを選任する

第 8 条 上部機関の役員(長野県ソフトテニス連盟理事・評議員、岡谷市体協評議員)は、理事長が推薦し、会長がこれを委嘱する(役員総会へ報告する)

第 9 条 常任理事は、理事長が推薦し、役員総会にはかる

第 10 条 理事および監事は、常任理事会で推薦し、役員総会にはかる

なお監事は、理事の中から選出するものとする

第 11 条 役員任期は、いずれも2ヶ年とし、補欠・増員で選任された場合は、その役員の残任期間とする

第 12 条 役員職務は次の通りとする

1. 会長は、本会を代表し、会務の一切を統括する
2. 副会長は、会長を補佐し、会長の代務を行う
また本会の事業を執行する部署の監督指導の役割を担う
3. 理事長は、本会の事業の執行を統括する
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の代務を行う
5. 常任理事は、本会の事業を執行する部署の責任者となり事業を執行する
6. 理事は、本会の目的達成のための会務および事業執行にあたる
7. 監事は、本会の会計・経理ならびに資産を監査する

第 13 条 本会に、名誉会長、顧問、参与を置くことができる

名誉会長、顧問、参与は、会長がこれを推薦し役員総会の承認を得るものとする

名誉会長、顧問、参与は、必要に応じ、役員総会、常任理事会に出席を求められることができる

ただし議決には加わらないものとする

(会 議)

- 第14条 会議は、役員総会、常任理事会とする
なお会議はすべて委任状を含む過半数の出席をもって成立するものとする
- 第15条 役員総会は、役員をもって組織し、理事が議決権を持って協議する
役員総会は、定時および臨時の2種とし、定時役員総会は3月、臨時役員総会は必要時開催として、会長がこれを招集し役員の選任、事業並びに予算・決算の承認および規約の制定・改廃、その他の重要案件を協議する
議長は、出席者の中から選任してこれを務める
- 第16条 常任理事会は、理事長（副理事長）・常任理事をもって組織する
常任理事会は、必要に応じ理事長がこれを招集し議長となり、本会の会務運営・事業執行に関する件その他必要事項を協議する
- 第17条 会長および副会長には、必要に応じ常任理事会に出席を求めることができる
ただし議決には加わらないものとする

(会 計)

- 第18条 本会の経費は、会員の会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる
- 第19条 会費の金額は、新年度予算編成に併せ定時役員総会で審議決定する
なお変更が無い場合は現行通りとする
- 第20条 本会の会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる
- 第21条 決算は、監事の監査を経て、定時役員総会に報告し承認を得なければならない

(入 会)

- 第22条 本会に入会する場合は、会費を添えて入会申込書を理事長へ提出するものとする

(脱 会)

- 第23条 本協会員が次の事項に該当するときは、会員としての資格を失う
1. 本人より脱会の申し出があったとき
 2. 会費納入不履行のとき

(除 名)

- 第24条 本協会員が次の事項に該当するときは、常任理事会に諮って除名することができる
1. 本会の名誉を著しく傷つけたとき
 2. 本会の運営に著しく支障となるとき
 3. 規約に反しそれをあらためないとき

(決 議)

- 第25条 本会の役員総会、常任理事会の決議は、委任を含む議決権を持つ出席者の過半数の同意をもって成立するものとする
可否同数の場合は、議長がこれを決定する
- 第26条 本規約施行に必要な細則は、常任理事会の議を経て、会長がこれを定める
(会務運営・事業執行)
- 第27条 本会は、会務運営および事業執行するための専門部署を設ける
設置する部署および名称ならびに部署正副責任者を、理事長が決め、会長に報告する
- 第28条 専門部署の職務は理事長が起案し、常任理事会にはかる
- 第29条 部署責任者は必要に応じ執行担当者を置き、職務を推進する
執行担当者の選出は部署責任者が行い、理事長が承認する
- 第30条 これらについては定時役員総会へ報告し、会務運営・事業執行について役員および一般会員の協力を徹底する

(表 彰)

- 第31条 本会において特に功労があったとき、または会員の模範となる行為のあった会員に対して常任理事会の議を経て表彰することができる
本協会の表彰は細則でこれを定める

(会 費)

- 第32条 本協会員の会費は細則でこれを定める

(日 当)

- 第33条 各種大会の運営、ソフトテニス教室講師などの日当は細則でこれを定める

(慶 弔)

- 第34条 本協会員の慶弔は細則でこれを定める

(上部団体)

第35条 本会は、長野県ソフトテニス連盟に加入し支部組織となるものとする

第36条 本会は、岡谷市体育協会に所属しその事業活動に協力するものとする

付 則 本規約は、1981年4月10日 から施行する

1994年3月 「軟式庭球」を「ソフトテニス」に名称変更

1995年3月 指導部を新設

1999年3月 副理事長を増設、総務部を新設し庶務、会計、指導、協会誌を統合する

2003年3月 全面見直し

2011年3月 全面見直し

岡谷市ソフトテニス協会細則

【 会 費 ・ 日 当 規 定 】

(会費) ……規約第32条

第 1条 本協会員の会費は次による

会 長 20,000円

副 会 長 10,000円

理 事 長 4,000円

副 理 事 長 4,000円

常 任 理 事 4,000円

理 事 4,000円

一 般 会 員 3,000円

(日当) ……規約第33条

第 2条 各種大会運営担当者の日当は、次による

1. 中学生大会

終日出勤 日当1,000円・弁当支給

半日出勤

4時間未満 日当 500円

4時間以上 日当 500円・弁当

午後4時間以上 日当1,000円

2. その他の大会

半日(4時間)以上の出勤 弁当または日当500円

第 3条 ソフトテニス教室、技術等級委員会事務局、審判委員会事務局の講習会の日当理事長が「会務運営基準」で明確にする。

付則 本規定は、1981年4月10日から施行する

1995年3月 改訂

1999年3月 改訂

2003年3月 改訂

岡谷市ソフトテニス協会細則
【 慶 弔 規 定 】……規約第34条

- 第 1条 本協会員が結婚するときは、祝い金（10,000円）および祝電を贈る
ただし当人への贈呈が2回以上になる場合の祝い金は、5,000円とする
- 第 2条 本協会員で次の各号に該当するときは、次の区分による
1. 本人が死亡したときは、次の区分による
 - (1) 会長、理事長およびその歴任者 生花1基・香典（10,000円）・弔電・弔辞
 - (2) 副会長、副理事長、常任理事およびその歴任者
生花1基・香典（10,000円）・弔電
 - (3) 理事 香典（5,000円）・弔電
 - (4) 一般会員 香典（3,000円）・弔電
 - (5) 上記（1）（2）項に該当しない名誉会長、参与、顧問 会長が弔慰内容を決める
 3. 配偶者、同居又は喪主をつとめる場合の実父母が死亡したときは、次の区分による
 - (1) 会長、理事長およびその歴任者 生花1基・香典（5,000円）・弔電
 - (2) 副会長、副理事長、常任理事およびその歴任者 香典（5,000円）・弔電
 - (3) 理事 香典（3,000円）・弔電
 - (4) 一般会員 香典（2,000円）・弔電
 - (5) 上記（1）（2）項に該当しない名誉会長、参与、顧問 会長が弔慰内容を決める
- 第 3条 本協会に遺志金を受けた場合は弔辞をささげる
- 第 4条 本人が傷病で入院（2週間以上）したときは、次の区分により見舞金を贈る
- (1) 役員および名誉会長・参与・顧問 見舞金（3,000円）
 - (2) 一般会員 見舞金（2,000円）
- 第 5条 慶弔金は、本人または家族の申し出により贈る
- 第 6条 ここに規定されていない事項をふくめ、摘要についての裁定は会長が行う
- 付 則 この規定は、1993年8月25日より施行する
1999年3月 改訂
2003年3月 改訂

岡谷市ソフトテニス協会細則 (新規追加)

【 表 彰 規 定 】 ……規約第31条

- 第 1条 本会において特に功労があったとき、または会員の模範となる行為のあった会員に対して常任理事会の議を経て表彰することができる
- (1) 功労または会員の模範となる行為のあった者
 - (2) 県大会に於いて初優勝した者
- 第 2条 県予選あるいは日本ソフトテニス連盟またはその支配下の組織団体による推薦により、上位大会に出場した会員に対して激励費を支給する
- (1) 国民体育大会県代表 ……一人 2万円
 - (2) 北信越国体県代表(監督を含む)、全日本選手権大会(県選手権大会一般男女3位以内) ……一人 1万円
 - (3) 全日本レディース、スポレク、スポーツマスターズ、ねんりんピック、シニアレディース
その他会長が同等と認めた大会 ……一人 5千円
- 第 3条 日本ソフトテニス連盟が主催、共催あるいは後援による全国大会およびブロック大会で優秀な成績を残した会員にたいし報償金を支給する
- (1) 全日本選手権
 - 1位 4万円(一人 2万円)
 - 2位 3万円(一人 1万5千円)
 - 3位 2万円(一人 1万円)
 - (2) 東日本選手権大会
 - 1位 3万円(一人 1万5千円)
 - 2位 2万円(一人 1万円)
 - 3位 1万円(一人 5千円)
 - (3) 北信越選手権大会
 - 1位 2万円(一人 1万円)
 - (4) その他の全国大会
 - 1位 2万円(一人 1万円)

付 則 この規定は、2011年4月1日より施行する